

ベトナムにおける世帯に対する規律の変化と

二〇一五年民法典の制定

——「世帯の土地使用権」の保護と取引安全の調整に焦点を当てて——

深 沢 瞳

一 序 論

二 二〇一五年民法典の制定

(一) 二〇一五年民法典に至るベトナムの政治・経済状況

(二) 二〇一五年民法典の制定

三 ベトナム民法典における世帯の規律の変化

(一) 世帯の法主体性の立法背景

(二) 世帯財産の処分をめぐる法的紛争

(三) 二〇一五年民法典における世帯の規律

(四) 小 括——二〇一五年民法典により世帯をめぐる法律問題は解決したのか——

四 結 語

一 序 論

ベトナムは、一九八六年のドイモイ（刷新）政策の採用以降、社会主義体制への市場経済システムの導入を試みってきた。一九九五年に初めて民法典が制定され（以下、一九九五年民法典という）、土地使用権の譲渡を認める法律制度を構築した¹⁾。土地使用権の主体性は、個人と法人だけではなく、世帯や組合へも認められた。特に農業国家であるベトナムにおいては、農地の土地使用権の所有主体は世帯が中心であった。しかし、世帯の構成員の一部の者が、世帯の共同財産である土地使用権を譲渡した場合、取引完了後に他の構成員が譲渡の無効を主張する事態が多発するなど、世帯の土地使用権の取引をめぐって紛争が絶えなかった。

一九九五年民法典の制定後、世帯の法主体性を明確にし、世帯の構成員の範囲、各構成員の権利および世帯財産の取引要件を明確にすることが課題となった。しかし、その解決は容易でなかった。すなわち、契約の自由と取引の安全を強化するために二〇〇五年に民法典（以下、二〇〇五年民法典という）を制定し、取引安全の保護を進める規定を設けたが、それは動産の善意取得が中心であり、世帯については、その法主体性を依然として認め、その構成員の範囲および権限も曖昧なままであった²⁾。そのため、土地使用権については第三者の取引安全の保護がなお課題として残ることとなった。

二〇〇五年民法典制定以降、ベトナムにおいては、市場取引が一層活発化し、市場システムの基盤となる法制度の強化がさらに求められていくこととなる。そこで、ベトナムは、二〇〇五年民法典を見直し、二〇一五年に新たな民法典を制定した（以下、二〇一五年民法典という³⁾）。そして、世帯の法主体性については、二〇一五年民法典は、これまでの規定を再検討し、その法主体性を否定した。すなわち、法人格は個人と法人にのみ認め、世帯は、各世帯の構成

員たる世帯員が権利行使をする個人の集合体であるという整理をし、世帯員の権限を明確にする改正をした。しかし、世帯員の範囲については、なお曖昧な点を残している。加えて、土地使用権の交付条件や譲渡条件を定める土地法は、依然として、世帯を土地使用権の所有主体として認めているため、二〇一五年民法典との間で整合性がとれていない状況にある。

本稿は、二〇一五年民法典が世帯の法主体性について、具体的にどのような紛争を前にして、いかなる問題意識に基づき、改正を行ったのかを中心に分析する。それを通じて、二〇一五年民法典成立以降、世帯の財産の取引をめぐる、取引安全の保護と世帯の各構成員の権利保護がどのように調整されているか、また、土地法をはじめとする他の関連法令との整合性をどのように図りうるかを考察するものである。そして、それを踏まえて、世帯の所有する土地使用権がどのように市場システムに取り込まれるか検討する。それは、社会主義経済体制に市場システムを組み込むための根幹にある問題である。

本論文の構成は以下のとおりである。まず二において、二〇一五年民法典制定に至るまでの、ベトナムの政治および経済状況を確認し、二〇〇五年民法典の改正が必要とされた背景を検討する。そして、二〇一五年民法典が、二〇〇五年民法典の課題に対していかなる解決を導いたのか、取引安全の保護の観点から確認する。続く、三においては、市場経済が発展していく中で、世帯に法主体性を認めることが、どのような形で取引安全の障害となっていたのか確認する。そして、その課題を二〇一五年民法典がどのように克服しようとしたのか、ベトナムにおける法主体としての世帯の歴史的経緯も踏まえつつ、二〇一五年民法典のさらなる課題を検討する。そして、最後に結語として、ベトナム民法典の改正動向や世帯の処遇から得られる示唆と今後の展望を述べる。

二二〇一五年民法典の制定

(一) 二〇一五年民法典に至るベトナムの政治・経済状況

一九九〇年代後半以降の、ベトナム共産党の経済政策の主眼は、一九九六年に開催された第八回ベトナム共産党全国代表大会（以下、党大会という）において宣言された「二〇二〇年までの工業国入り」の実現と第九回党大会（二〇〇二年）において確認された「社会主義志向の市場経済（Kinh te thi truong dinh huong xa hoi chu nghia）」に向けた制度基盤強化にあった。⁽⁶⁾ この方針は第一〇回党大会（二〇〇七年）および第一一回党大会（二〇一二年）へと引き継がれていく。

第一〇回党大会において、ベトナム共産党は、①成長の速度を上げ、途上国からの脱却、②二〇二〇年までの工業国化を目指し、工業化・近代化の基礎の創出および③アジア南太平洋地域においてベトナムの地位向上の三点を主要項目として掲げた。⁽⁶⁾ 特に③については自由貿易を主軸とする国際経済への本格的な参入に向けて、国内企業と外資系企業間にある税制や各種手続に関する条件格差の是正と廃止、外資参入領域の制限の縮小等を行い、外資参入の自由化の環境整備および公平な競争関係の整備に着手していった。こうした市場取引や投資整備に向けた取組みは、二〇〇五年に制定される知的所有権法（二〇〇九年・二〇一九年改正）、入札法（二〇一三年改正）、統一企業法（二〇一四年改正）、投資法（二〇一四年・二〇一九年改正）などの経済関連法令の整備により結実する。⁽⁷⁾

続く第一一回党大会では、従来の目標と方針を維持しつつも、経済成長モデルの転換を宣言した。すなわち、従来の量的な発展のみならず、その規模を拡大しつつも、質・効率性・持続性をも重視する「量的と質的な成長の間の合理的発展（Phat tien hop ly giao chieu rong va chieu sau）」方針である。⁽⁸⁾ 発展の質を向上させるために、労働生産性・技

術レベルの向上に基づく経済成長を目指し、そのためには、国営セクター、私営セクターといった所有形態に関係なく、平等な条件の下で各企業が競争し得る環境の整備が示された。

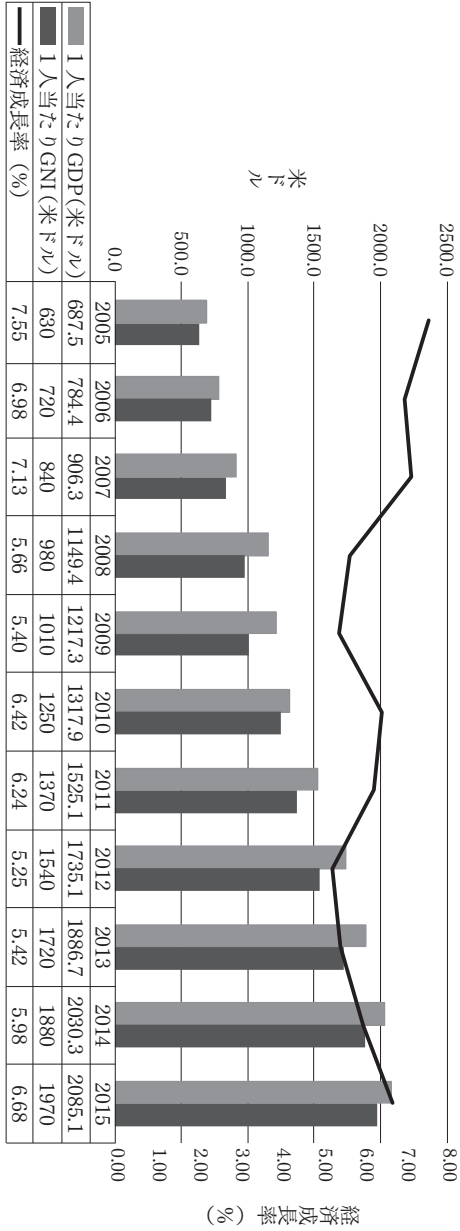
表1は、二〇〇五年から二〇一五年までのベトナムにおける国民一人当たりの国内総生産額（GDP）、国民総生産額（GNI）および経済成長率を示したものである。二〇〇五年民法典制定から、第一〇回党大会の五カ年に当たる二〇〇七年から二〇一二年までの経済成長率は、二〇〇五年に比べて若干の落ち込みはみられるものの、年平均で約六・三パーセントである。加えて、二〇〇五年から国民一人当たりGDPは着実に伸びている。二〇一二年の一人当たりGDPは約一七三五ドルであり、これは、二〇〇五年の数値である約六八七ドルを約二・五倍上回るものである。

第一一回党大会の五カ年に対応する二〇一三年から民法典が制定される二〇一五年までの経済成長率は、二〇一二年の落ち込みから、右肩上がりに転じている。国民一人当たりGDPは二〇一三年に、二〇〇〇ドルを超えた。国民一人当たりGNIも順調に伸びており、国民の所得は着実に増加している。

こうした経済発展の順調な伸びの背景事情の一つとして、二〇〇五年に制定された統一企業法や投資法の制定が、経営の自由の拡大と奨励を推し進め、結果投資を促進したことが挙げられており、法制度の構築と経済の発展との間には、相関関係があるといえるだろう。

二〇〇五年民法典制定以降、順調な経済発展を遂げるベトナムは、質をも追求した経済発展モデルに展開していく。そのためには、国営セクター、私営セクターが区別されることなく自由な取引ができる市場経済の展開および国際経済社会への参入が可能となる法制度構築が志向されていった。こうしたベトナムの政治、経済の動向は二〇一五年民法典の制定にいかなる影響を与えたのであろうか。

表 1 2005年から2015年までのベトナム国民1人当たり国内総生産額 (GDP)、国民総生産額 (GNI) と経済成長率



出典：世界銀行World Data Bankを基に筆者作成

(二) 二〇一五年民法典の制定

1 立法の背景——二〇〇五年民法典が抱えていた制約——

二〇〇五年民法典は、第八回党大会および第九回党大会において確認された二〇二〇年までの工業国の樹立および、社会主義志向の市場経済の発展を目指すものであった。そして、市場経済の基盤となる法律の構築に向け、民法を取引の一般法とする法体系を確立するとともに（二条）、市場経済取引の基礎となる契約自由の原則の承認（四条）および取引の安全を保護するために動産売買における善意の第三者保護の規定を設け（一三八条一項）、一九九五年民法典が抱えていた市場取引の制約を克服した。¹⁰⁾

しかし、二〇〇五年民法典が認めた動産売買における善意の第三者保護は極めて限定的であった。二五七条は、①善意の第三者が無償契約によってその動産を取得した場合および②善意の第三者が有償契約により、動産を取得したが、当該動産が盗難、紛失またはその他所有者の意思に反して占有された場合、真の所有者による、善意の第三者に対する動産返還請求権を肯定する。善意の第三者が、真の所有者の意に反せず占有された動産を有償契約により取得した場合、所有者の返還請求権は、二五七条の反対解釈により、その行使は否定される。その反射効として、善意の第三者は、有効として取り扱われる契約に基づき所有権を取得するという理論構成となっている（一三八条一項）。もつとも、二五七条によって導かれる反対解釈は、「所有者は返還請求権を行使できない」というものに留まっており、所有者は所有権を失うわけではないことから、反射効として善意の第三者が所有権を取得するとまでは言い切れないのではないかと疑問も提示されている。¹¹⁾

また、一九九五年民法典からの課題として挙げられた表見代理の整備は、二〇〇五年民法典においても導入が見送られた。¹²⁾

この他にも、第三章で詳細な検討を加えるが、二〇〇五年民法典は、個人や法人以外の世帯（二〇六条）や組合（二一一条）に対しても、法主体性を認めていた。だが、二〇〇五年民法典は、世帯および組合を定義する規定を設けておらず、特に世帯については、その構成員の範囲や世帯財産の範囲について規定されていなかった。⁽¹³⁾ その結果、財産の処分にあたって、誰の同意を求める必要があるのか、処分しようとする財産が世帯に帰属しているのか、それとも構成員に帰属しているのか明確に区別することは非常に困難を抱えており、世帯の財産取引の場面では様々な制約を抱えていた。

2 二〇一五年民法典の起草作業とその成立

二〇〇五年民法典が抱えていた市場取引を制約する規定を改正するために、二〇一一年より、二〇〇五年民法典の改訂作業が、ベトナム司法省を中心とする起草委員会により始まった。

二〇一三年八月、起草委員会の検討を踏まえ、政府は、法律業務の構築に関する決議一〇一／NQ－CPを交付した。一〇一号決議は、二〇〇五年民法典の改訂方針として五つの点を主要方針として掲げた。すなわち、①ベトナム共産党および国家建設綱領の見解に基づく体制の構築、②社会主義志向の市場経済の基本原則の具体化、③憲法との整合性の確保、④社会・取引状況に合致していない規定の改訂、⑤国際経済社会の要求に応える水準の民法典の制定である。⁽¹⁴⁾

本方針を踏まえ、起草委員会は、関係省庁や関連組織、民法学者や国民およびベトナムに対して法制度整備支援を行う日本をはじめとする外国関係機関の意見聴取も行いながら、二〇一五年民法典草案を作成した。⁽¹⁵⁾

改訂を重ねた二〇一五年民法典草案は、二〇一五年一月二四日、国会議員による八六・八四パーセントの賛成を得て可決され、同年年二月八日、首相令二〇／二〇一五／L－CTNにより、二〇一五年民法典は交付された。⁽¹⁶⁾

3 二〇一五年民法典の改正点と特徴

二〇一五年ベトナム民法典は、市場取引の更なる発展に向け、これまで民法上の懸案事項とされていた善意の第三者保護規定に大きく踏み込む改正を行った。

二〇〇五年民法典では、保護される善意の第三者の範囲は、登記を必要としない動産を取得した者に限られていたが、二〇一五年民法典は登記が必要な財産（動産のほか、不動産も含む）についても、一定の場合、善意無過失の第三者を保護することとした。(二)1で述べたように、二〇〇五年民法典は、登記が必要な動産や不動産が取引の対象となった場合、たとえ登記を信頼し、取引をしていたとしても、その取引が無効とされた場合、所有者は善意の第三者に対して目的物返還請求権を行使することができた(二五八条)。

しかし、二〇一五年民法典一三三条二項は「民事取引が無効であるが、財産が権限ある国家机关において登記された後、他の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され、その者が当該登記を根拠として取引を確立、履行したときは、当該民事取引は無効とならない」と規定する。これは、登記を信頼し、取引関係に入った第三者を保護する趣旨である。そして、所有者の返還請求権は一六八条但書によって否定される。¹⁷⁾二〇〇五年民法典と同様に、善意無過失の第三者の所有権取得が正面から認められるわけではないが、所有者の返還請求権が否定される結果、その反射的効力として第三者の占有は保護される。

また、表見代理の規定も導入された(一四二条一項、一四三条一項)。一四二条は、無権代理人により取引がなされた場合、原則として本人に権利義務が発生しないことを確認した上で、同条一項但書c号は本人に故意過失があり、かつ取引の相手方が代理人に代理権がないことについて知らずまたは知ることができなかった場合において、本人に対して権利義務が生じるとする。

一四三条は越権代理行為につき、一定の場合表見代理の成立を認める。すなわち、本人に故意過失があり、それに

より取引の相手方が、代理権の範囲を超えていることについて知らずまたは知ることができなかった場合、表見代理が成立し、本人は権利義務を負うとする。

二〇一五年民法典は、取引の安全保護を実現するために、二〇〇五年民法典が抱えていた課題に対して踏み込む改革を行った。これにより、市場経済をより発展させる制度的基盤が強固になったと解される。それでは、二〇〇五年民法典のもう一つの課題として挙げられていた、世帯や組合の法主体性の問題について、二〇一五年民法典はどのような解答を出したのであるか。次章では、世帯の法主体性をめぐる規律の変化を中心にその内容を検討する。

三 ベトナム民法典における世帯の規律の変化

(一) 世帯の法主体性の立法背景

そもそも、二〇〇五年民法典が規定する世帯とはいかなる集団であり、なぜベトナムは世帯に対し固有の法主体性を認める立法をしているのだろうか。その歴史は、ベトナムの農業政策と深く関わっている。

改革前のベトナムの農業形態は、合作社を中心とした農業生産体制であり、各農家は合作社の生産の担い手という位置付けであった。しかし、国家による、合作社からの農業生産品の買付は低価格であったため、農民に対して十分な費用の分配はされず、その結果、農民らの耕作に対するインセンティブは下がっていった。⁽¹⁸⁾

インセンティブの低下に伴い、農業生産量が落ち込んだため、政府は、耕作地の五パーセントを農業世帯の自留地とし、そこからの収穫については、自由な処分を認める政策を採った。だが、自留地による収入は、世帯収入の四割から五割を占めることもあったため、農家の耕作意欲は、働いても報われない合作社から自留地へ向いていった。⁽¹⁹⁾ そ

ここで、農家の耕作意欲を向上させるため、政府は、一九八一年、合作社と世帯との経済機能の再分配の改革として指令一〇〇CT/TWを公布した。⁽²⁰⁾

そして、世帯に対する農業政策は、一九八六年のドイモイへの転換を契機に大きな変化を迎えた。ベトナムは、社会主義の過渡期を乗り越えるために、世帯を多経済セクター制の経済主体の一つと位置付けたのであった。⁽²¹⁾

一九八八年四月五日、政治局は、農地の分配と耕作を各農業世帯に委譲することを主に確認する第一〇号決議（議決一〇NQ-TW）を公布し、農業世帯は合作社や農業組織に代わる農業生産主体となった。⁽²²⁾

こうした政治政策の動向は、法制度にも反映されていく。一九九三年に制定された土地法は、世帯を国家が土地使用権を割当てる主体として認めた（一条）⁽²³⁾。そして、ベトナム最初の民法典である一九九五年民法典は、上述した政治政策や土地法の動向に合わせ、世帯を個人や法人と同じく民事関係に参加する法主体として認めたのであった（一六条）。

では、一九九五年民法典の下での世帯と世帯の財産の規律はいかなるものであったのか。世帯の財産の中でも重要な位置を占める土地使用権を例に概観する。

土地使用権は世帯に帰属し、その所有形態は、各世帯員の共有ではなく、集団所有である（二二七条、二二八条）。土地使用権は、譲渡（七〇五条）、賃貸（七一四条）、抵当権の設定（七二七条）が可能である。世帯財産に関する取引は、世帯主が代表して行い（二一七条）、世帯名義で確立された契約の債権・債務の履行は、世帯が責任を負う（二一九条一項）。世帯の共同財産によって、債務の履行が困難な場合、世帯の構成員は自己の財産をもって連帯責任を負い、その義務は無限責任である（二一九条二項）。

しかし、世帯および世帯財産に関する一九九五年民法典の規定は、①世帯および世帯財産の確定、②世帯財産処分における意思決定プロセスに制約を抱えていた。

①については、世帯と取引を行う取引の相手方は、戸籍簿⁽²⁴⁾ (So ho kthau) により世帯主および世帯員を確認し、土地使用権証明書によって、当該土地使用権が世帯の共有財産かどうか確認する⁽²⁵⁾。しかし、死亡や婚姻、同居、転居により世帯員は変動し、戸籍簿に記載されている世帯員と実際の世帯員が一致しない場合があるため、世帯員の確定に困難を抱えていた⁽²⁶⁾。世帯の財産についても、財産変動があるため、何が世帯の財産であり、個人の財産であるか、その識別は容易ではなかった⁽²⁷⁾。

②について、一九九五年民法典は、世帯財産の処分について明確な規定を有していなかった。一一七条二項は、「世帯の代表者によって世帯の共同利益のために確立され、実行される民事取引は、世帯財産の債権と債務を発生させる」と規定するに留まっており、世帯の代表者となる世帯主は誰か、民事取引の実現にあたって、他の世帯員は同意が必要か否か、それとも世帯の共同の利益がある取引については世帯主が単独で意思決定できるのか明らかではなかった⁽²⁸⁾。

法制度整備支援という形で、二〇〇五年ベトナム民法典の改正作業に関わった日本のベトナム民法典起草支援グループは、今後、土地使用権をはじめとする世帯の財産が処分される局面を踏まえて、世帯を法人と位置付け、その組織に関する法準則を明確に規定すること、および財産の帰属関係や利用関係に関する法準則をさらに明確に定めることを助言した⁽²⁹⁾。しかし、土地制度が絡む問題は、その監督関係省庁である天然資源環境省との調整が必要であるとして、二〇〇五年民法典の起草作業では、世帯の規定について見直しはほとんど行われなかった⁽³⁰⁾。比較的大きな変更としては、世帯の財産の処分について定めた一〇九条が加わるに留まった。

一〇九条二項は、世帯の財産処分の意思決定プロセスについて定めた条文である。前段は、世帯財産のうち重要な財産である「世帯の生産材料、価値の大きい共有財産の処分」については「世帯の満一五歳以上の構成員全員の同意を得なければならない」旨を規定する。後段は「その他の共有財産」の処分については、満一五歳以上の構成員の

「過半数」の同意を得なければならぬと規定する。しかし、本条文を適用する前提として、同意を得る必要がある世帯員および世帯の財産を確定しなければならず、一九九五年民法典が抱えていた制約が解消されたわけではなかった。

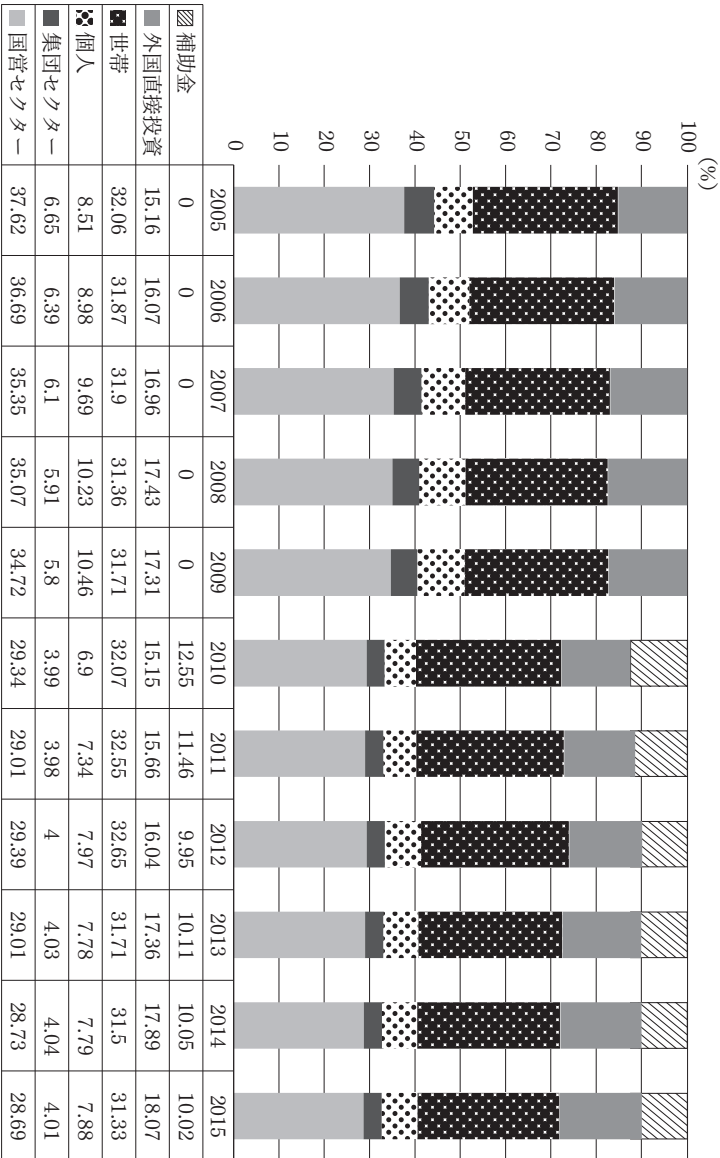
仮に世帯員が確定できたとしても、世帯員が多数いる場合、全員の同意を必要とする重要な財産の処分は、容易ではない。例えば、両親と子供が土地使用権を世帯として共同所有しているが、子供達が都市部へ移住しているような場合において、両親が世帯の財産を処分するに際し、子供達の同意を得られず、土地使用権の譲渡に困難が伴っている⁽³¹⁾。

また、一〇九条二項に違反した取引は、要式の不遵守を理由に無効となる（一三四条）ため、取引の相手方は権利を取得することができず、その利益が著しく害されることになる。実際に、世帯の財産が一部の世帯構成員によって売却処分がなされた後、他の構成員から無効主張が行われた結果、取引の安全が害される事態が頻繁に生じている⁽³²⁾。

こうした世帯の財産規定が抱える法律上の課題は、実際の取引実務にも制約をもたらしている。例えば、土地使用権の名義が一人であっても、戸籍簿に複数人世帯員が記録されている場合、それが、世帯の財産かそれとも世帯員個人の財産か、その識別が困難である。銀行実務は、世帯員の一人が、銀行から金銭を借り入れるために土地使用権に抵当権を設定する場合、銀行の利益を守り、将来の紛争を回避すべく、世帯員全員の署名を求めていることが報告されている⁽³³⁾。

表2は、二〇〇五年から二〇一五年までのベトナム国内総生産額（GDP）の経済セクター主体ごとの内訳を示したものである。国営セクターが多くを占めているが、それに次いで多い経済主体は世帯である。そして、国内総生産額に世帯が占める割合は、二〇一〇年を境に、国営セクターを逆転した。世帯は、今やベトナムにおける最大の経済主体として、市場取引に関わり、市場経済を牽引していく役割を担っている。他方で、上記で確認したとおり、

表2 ベトナム国内総生産額 (GDP) の経済主体別内訳 (2005年から2015年)



出典：General Statistic Office of Vietnam を基に筆者作成

世帯が取引をする場合、様々な制約を抱えているのである。

世帯の法主体性を認めた背景事情および世帯の財産処分をめぐる法的問題について、条文上の制約を検討してきたが、実際の裁判において、世帯の財産をめぐる争いはどのように解決されてきたのか。次節では、判例を題材に世帯の財産をめぐる問題点について検討する。

(二) 世帯財産の処分をめぐる法的紛争

1 監督審判決の紹介

事例一（判例四／二〇一六／A.L.⁽³⁴⁾）

〔事案の概要〕

一九九六年、XおよびA（Xの夫）は、YおよびB（Yの妻）が所有するハノイ市内にある土地および建物（以下、本件土地建物という）を購入する土地建物売買契約（以下、本件売買契約という）を締結し、XはYおよびBに対して、代金全額を支払い、YはXに対して本件土地建物を引き渡した。

本件売買契約後、Y一家は、家を新築するにあたって、Xらが所有する建物の一部を資材置き場として利用するために、Xらと賃貸借契約を締結した。建物完成後、Yらは、建物をXらに返還した。その後、Xは建物を新築し、甥、姪を住ませ、学校へ通わせるなどした。

二〇〇六年、XとAが建物所有証明書および土地使用権証明書の取得申請をしようとしたところ、YおよびBは、土地の一部につき売買契約は成立しておらず、Y世帯の所有にある旨を主張し、二〇〇六年末、Yは本件土地建物の一部に沿って壁を建設した。

XとAは、壁の取壊しおよびYおよびBによって占有されている土地の返還を求め、訴えを提起した。

一審はXおよびAの請求を認め、YおよびBに対して本件土地建物の一部の返還を命じた。

控訴審において、YおよびBは、本件売買契約の対象はY B世帯の共有財産であるため、双方の合意が必要だが、本件売買契約の署名および代金の受領はYが単独で行っており、Bはそのような事実を知らないため、本件売買契約は無効である旨の主張をした。しかし、控訴審判決はYらの主張を認めなかった。

最高人民検察院長官は、最高人民裁判所に対して、監督審の手續に従い、控訴審判決について異議申立てをした(二〇〇五年民事訴訟法二八五条一項⁽³⁵⁾)。

〔判旨〕

最高人民検察院長官の異議申立てを棄却し、控訴審判決を維持する。

一九九六年四月二六日付けの土地使用権および建物の譲渡契約について…土地使用権および建物所有権の移転は一九九六年になされておき、その後XおよびAは代金全額を支払い、本件土地建物の引渡しを受け、建物を改修し、甥、姪を招き住まわしていた。

他方、Y一家は、X一家に引き渡した土地の残りの部分に、引き続き居住した。YおよびBの子供達の証言によれば、YとBは、XとAに対して本件土地建物を引き渡した後、代金として受領した金を子供達に配っていた。加えて、一九九六年四月二六日、Yは、Yらが家を新築している間、居住用とするために、Xらに対して引き渡した本件土地建物の一部を借りたい旨を記載した「約束状」を書いている。そして、実際にYらは、家の建設工事をしている間、XおよびAの土地および建物を使用していた。それゆえ、Bは、X一家およびYとの間で締結された本件土地使用権および本件建物の譲渡契約を認識するに十分な基礎があるというべきであり、本件土地建物の移転を認め、(Yと)共同で履行したというべきである。したがって、Bの本件土地建物の移転を知らなかった旨の主張は理由がない。

事例二(判例三/二〇一六/A.L.)⁽³⁶⁾

〔事案の概要〕

一九九二年、X（妻）とY（夫）は結婚し、同居を始めたが、夫婦関係は次第に悪化し、二〇〇八年九月から、二人は別居した。二〇〇九年四月一八日、Xは離婚の申立て（二〇〇〇年婚姻法八五条一項）をし、Yもこれに同意した。しかし、土地（以下、本件土地という）の財産分与について争いが生じた。

本件土地の来歴経過は以下のとおりである。一九九二年、本件土地に対する土地使用权は、V村人民委員会から、Yの父であるAの世帯に交付された。A世帯は本件土地上に建物を建設し、一九九三年から、XY夫婦は同居を開始した。

二〇〇一年、V村人民委員会は、V村の全世帯に対して、土地使用权の登録を求めた。その際、世帯主であるAは登録に行かず、Yが行った。その結果、本件土地に対する土地使用权証明書はY世帯名義で交付された。二〇〇二年に、XY夫婦は本件土地上に建物（以下、本件建物という）を建て、二〇〇五年に増築した。XとYが離婚する二〇〇九年まで、A世帯の誰一人として、XY夫婦の建設行為に対して異議をとどめる者はいなかった。

Xは、本件土地は、Yの父であるAの世帯から贈与されたものであるから、XY夫婦の共有財産である旨を主張した。

これに対して、Yは、Xの父であるA世帯が、一九九二年にV村人民委員会より、土地使用权の交付を受けて以降、本件土地使用权はA世帯に帰属している。XY夫婦は一時的に本件土地に居住を許されていたにすぎず、贈与されたわけではないと主張をした。

なお、本件土地の評価額は約一七億六〇〇〇万ドン（約八〇〇〇万円相当）であり、本件建物の評価額は約四億七〇〇〇万ドン（約二一〇〇万円相当）であった。

第一審は、本件建物は、XY夫婦の共有財産であり、財産分与の対象であると判示したが、本件土地は、A世帯に

帰属するとし、財産分与の対象にならないと判示した。そして、XY夫婦に対し、A世帯へ本件土地を返還するよう命じた。さらに、A世帯の土地使用権の範囲についても判示し、その範囲は、本件土地にある全ての建築物（本件建物）にも及ぶため、A世帯に対して、XYそれぞれに本件建物の価額の半分に当たる約二億三七〇〇万ドン（約一〇八六万円相当）の支払いを命じた。

控訴審判決は、第一審判決を維持した。

控訴審判決後Xは、不服申立てを行った（二〇〇五年民事訴訟法五八条二項②）。それを受けて最高人民裁判所長官は監督審手続に従って異議申立てをした（二〇〇五年民事訴訟法二八五条一項）。

〔判旨〕

第一審判決および控訴審判決の一部破棄、差戻し。

二〇〇一年、V村人民委員会は、各世帯に対して、世帯の土地使用権の登録および土地使用権証明書の発行手続をするために、人民委員会本部において各世帯の土地使用権を申告するよう通知した。V村にある全世帯は、この土地申告に関する政策を認識していた。

Aは土地〔使用権〕の所有者であったが、申告に行かなかった。Yは、（二〇〇一年）当時、（Aらと）同居しており、土地使用権証明書の申請手続を行った者である。二〇〇一年二月二日、Yに、〔本件土地について〕Y名義の土地使用権証明書が交付された。XY夫婦は、二〇〇二年に二階建ての建物を建築し、二〇〇五年に増築した。その際、Aおよび他の家族はXYらが建築していることを認識していたが、誰一人として反対しなかった。このように、二〇〇一年に土地使用権証明書が交付され、XおよびYが離婚する二〇〇九年までの間、A家族は土地使用権の交付および建物の建築について何ら苦情を申し立てることはなかったのである。この事実、A世帯がXY夫婦に対して本件土地を贈与する意思を表すものである。

したがって、Yが土地（使用権に関する）証明書の申請をAの関知しないところで行ったというAおよびBの証言は認定の基礎を欠くものである。A家族はX・Y夫婦に本件土地を贈与したというXの証言は認定の基礎が認められる。……本件土地についてはX・Y夫婦の共有財産と決すべきである。

2 検 討

紹介した事例は、いずれも一九九五年民法典の適用下において起きたものである。

事例一は、世帯の共有財産である土地使用権の売買契約において、他の構成員の同意が契約上明確に表れていない場合、他の世帯員の同意がないことを理由に契約は無効となるかどうかが争点となった事案である。事例二は、夫婦の共有財産の財産分与が問題となった事案であるが、その前提として、夫の両親世帯に帰属していた土地使用権が、夫婦に贈与されたのかが争点となった事案である。

事例一において、最高人民裁判所は、X・Y間の土地建物譲渡契約書にBの署名が記されていないことは認めつつも、①Yが受領した金をYと共に子供達に分配をしている点および②Y一家が家を新築する際に、Xに譲渡した土地の一部をYと共に借りている点を根拠に、BはYと共に土地建物譲渡契約を履行したものと認定した。世帯の財産の処分にあたっては、世帯員全員の同意が必要であるが、その同意は契約書に署名があるかという形式だけで判断するのではなく、世帯員の行動をも含めて実質的に判断していく解釈方針が表れている。

事例二は契約を実質的に探求する姿勢が、より一層強く表れた事案といえる。最高人民裁判所は、Aらが、X・Y夫婦が離婚に至るまでの約九年間（二〇〇一年から二〇〇九年）、Yに対して土地使用権証明書の交付がなされている状態を認識しつつも、問題にせず、またX・Y夫婦が土地上に建物を建築していることについても何ら異議申立てをしていなかったというA世帯の行動を根拠に、本件土地使用権がA世帯からX・Y夫婦世帯に贈与されたことを認定した。

しかし、Aらは、単に何もしなかっただけであり、事例一に登場するBのように、契約を前提とした事実を積極的に認めるような行動をとり、相手方に対して、Bも契約に賛成しているような信頼を与えた事情はない。それでもなお、裁判所が、A世帯からX Y夫婦への本件土地使用権の贈与を認めた背景には、夫であるYの行動をも考慮していることが考えられる³⁷⁾。すなわち、YはXの夫であるとともに、A世帯の世帯員でもある。そのような立場にあるYが、本件土地について土地使用権の交付を受け、建物を建築するという積極的な行動をとっている。そして、Aらが世帯員Yの行動に対して何ら異議を述べなかつたという行為は、Yの行動と相まって、妻であるXに対し、A世帯からX Y夫婦に本件土地使用権が贈与されたという信頼を惹起したという側面がある。こうしたA世帯とYの家族関係をも踏まえて、YおよびA世帯は、Xの信頼に反するような主張は認められないという価値判断の下、贈与行為を認定したと解される。

世帯の財産処分に関連する二つの最高人民裁判所監督審判決を確認した。これらの事案にみられるように、世帯の財産の処分に必要なとなる世帯員全員の同意の有無の判断は、形式的に判断するのではなく、具体的な事実関係に即して、実質的に判断するという裁判実務の傾向がうかがわれる。これら二つの事案は、判例となり、他の類似事件の解決にあたって参照されるものであるが、(一)で確認したとおり、世帯の財産処分をめぐることは多くの実務上の課題が報告されているのもまた事実である。こうした二〇〇五年民法典が直面していた問題に対して、二〇一五年民法典はいかなる形で対処したのか。次節で検討する。

(三) 二〇一五年民法典における世帯の規律

1 世帯と世帯財産処分の規律

二〇一五年民法典は、世帯および世帯の財産処分が抱える問題点を解決するために、世帯の法主体性を否定し、世

帯の構成員が民事取引に参加する主体であるとした(二〇一条一項)。法主体の範囲が、個人または法人の二種類に整理されたことは、取引主体の明確化という観点から好意的な評価が加えられている。⁽³⁸⁾

もつとも、土地使用権を有する世帯が民事関係に参加する場合、その法主体は、土地法の規定に従うものとされている(二〇一五年民法一〇一条二項)。そして、二〇一三年土地法は、依然として世帯そのものが土地使用権の交付、譲渡、受領の法主体になることを認めている(五条二項)。

土地使用権以外の世帯の共有財産の処分は、二〇一五年民法典においてどのように規律されたのか。三(一)で確認したとおり、二〇〇五年民法典では、世帯の共有財産は世帯員全員の同意がなければ処分できなかった。これに対して、二〇一五年民法典は、各世帯員による持分権の処分を認める方向への改正を行った。すなわち、世帯の共有財産の権利・義務は「家族(Gia Đình)の各構成員の共同所有」について規定した二一二条に従う(二〇二条一項)⁽³⁹⁾。二一二条一項によれば、世帯の共有財産は「各構成員が拠出し、共に創設した財産、並びに本法典、その他の関係法令の規定に基づき所有権を確立したその他の財産」である。そして、二一二条二項は、世帯員の共同財産(世帯財産)の占有・使用・処分について、原則として世帯員の合意に従って行うものとし、中でも、不動産(建物)、登記のある動産(車、バイク)、家族の主要な収入源である財産(農家の農業機具など)の処分には、完全民事行為能力を有する成年者(二〇条二項)全員の合意がなければならないと規定した(二一二条二項第二文)。しかし、二一八条は、他の世帯員の合意が得られなかった場合であっても、各世帯員による持分権の処分を認めた。⁽⁴⁰⁾もつとも、世帯員の一人が自己の持分を第三者に処分しようとした場合、他の世帯員は優先的にその持分権を購入する権利(優先購入権)を有している(二一八条三項一文)。自己の持分を処分しようとする世帯員は、他の世帯員が優先購入権を行使しなかった場合、初めて第三者に自己の持分権を処分できる(二一八条三項二文)と規定する。二一八条三項は、新設条文であるが、本条文が認める世帯員の持分権の自由処分は、市場における世帯財産の持分の流通性を高める効果を有する。その一

方で、他の世帯員に対しては、持分の優先購入権を認めている。これは、他の世帯員の意に沿わない世帯財産の共有状態の防止の趣旨であり、世帯員間の利益調整を図ろうとするものである。さらに、本条文は、世帯員以外の第三者への持分の処分は、優先購入権が行使されなかった場合に初めて認められると規定する。これは、世帯内部の問題を、取引の相手方たる第三者に波及しないよう配慮した、取引の安全に関する規定であると解される。なぜなら、他の世帯員に対する優先購入権を保障した後、市場に世帯の持分権が流通するという法的構成を採用しているからである。取引をしようとする第三者は、これまでのように世帯員間で合意が取れているかどうか確認する必要がないため、安心して持分権の譲渡を受けられる。

では、世帯の共有財産の処分は、具体的にはどのように処理されるのか。世帯の共有財産である車がABCの三人で共有されており、Aが持分を処分しようとした事案を例に検討する。

Aは自己の持分権を処分する場合、まず他の構成員であるBCの合意を得なければならない(二二二条二項二文)。合意が得られなかった場合、Aの持分に対して、BCは優先購入権を有する(二二八条三項一文)。Bが優先購入権を行使した場合、車はBCの世帯の財産として共同所有となる。他方、BもCも優先購入権を行使しなかった場合、Aは第三者に自己の持分を処分できる(二二八条三項二文)。Eが購入した場合、車は世帯の共同財産ではなく、BCEがそれぞれ持分を有する個人の共同所有となる(二〇九条)。

次に、AがBCの合意を得ずに、自己の持分の割合を超えて車を処分した場合を検討する。この場合、Aの持分の範囲内の処分については、二二八条一項および三項の規定によって、処理されるが、持分を超える部分は無権代理(二四二条一項)となり、原則として、他の構成員に対して権利義務は生じない。⁽⁴¹⁾

このように世帯の共同財産のうち、土地使用権を除くものについては、二〇〇五年民法典とは異なり、各世帯員による持分権の処分が認められ、世帯財産の市場取引における流通性が高まったと評価できる。もっとも、二〇一五年

民法典は、他の世帯員に対し、持分の優先購入権を保障する。この点は、共有者に持分権の自由処分を認める日本民法とは異なり、世帯員による持分処分に一定の制約を課すものである。この意味で、二〇一五年民法典における世帯の財産所有形態は、日本民法における組合財産の共有（合有。組合員が持分を処分しても第三者に対抗できない。六七六条一項）と共有の中間的な性格を持つものといえるだろう。

しかし、二〇一五年民法典は世帯員の確定という点においてなお課題を抱えている。二〇一五年民法典は、世帯員の範囲につき、明文規定を設けていない⁽⁴²⁾。現在、その解釈の手がかりとなりうるのは、戸籍簿の登録者の範囲について規定した戸籍法二〇条四項のみである⁽⁴³⁾。そのため、旧法の下で問題となっていた世帯の構成員の範囲をめぐる議論は、引き続き問題となりうる。

では、土地使用権の処分に関する規律に変化があったのであろうか。

2 世帯の土地使用権の処分に対する規律

二〇一五年民法典制定後も、世帯が土地使用権の法主体になることは先に確認したとおりである（二〇一三年土地法三条二九号）。世帯の土地使用権と各世帯員の権利関係について、二〇一五年民法典は、明確な規定を設けておらず、また二〇一三年土地法も規定を有していないため、法解釈により、その内容を決するほかない。

世帯に対する土地使用権は、法主体たる世帯に交付される。したがって、土地使用権は世帯全体に帰属し、構成員たる各世帯員に持分権が認められるような性質を有するものではないと解される。二〇一五年民法典に基づいて解釈すると、世帯の土地使用権の所有形態は「共同所有者の処分持分が確定されない」合一共同所有と解される（二〇一条一項）。各世帯員は持分権を有していないため、土地使用権の処分については、これまでと同様に世帯員全員の同意が必要と解される。この点において、世帯財産としての土地使用権とその他の財産の処分に大きな違いがある。

二〇一五年民法典の下で、世帯の土地使用権はどのように処分されるのであろうか。三(二)で紹介した旧法下の二つの事例および世帯の土地使用権に対して抵当権を設定する場合を例に検討する。

三(二)の事案は、いずれも世帯財産たる土地使用権の処分につき、世帯員の同意が明確でなかった場合において、譲渡の効力が問題となった事案である。二〇一五年民法典においても、土地使用権の処分については、世帯員全員の同意が必要と解されるから、旧法下で起きていた紛争は、新法適用下においても、引き続き問題となりうるものと解される。

抵当権設定契約は書面によらなければならない(五〇二条一項)、抵当権設定契約書は、不動産が所在する省・直轄市内の公証所において、公証を受けなければならない(二〇一四年公証法五四条)。したがって、世帯員全員の署名がある抵当権設定契約書が公証されることによって、世帯の土地使用権に抵当権を設定することができる。

同意を得る必要がある世帯員の範囲は、二〇一三年土地法二条二九項に定義されている。すなわち、土地使用権世帯とは、国家により土地使用権の交付等がされた時点において、同居し、婚姻家族法に基づき婚姻、血縁または扶養関係にあり、土地使用権を有している世帯と定義される。あくまでも土地使用権交付時において、同居しており、土地使用権を共同所有していた者が世帯員とされるから、現在の同居状況は問わない。したがって、世帯員の一部が遠隔地に住んでいるケースでは、直接、契約書の署名を得ることができないため、全員の同意を得ることに障害がある。このような場合、遠隔地に住んでいる世帯員は、他の世帯員へ抵当権設定契約の締結について委任することで、不都合を解消することが考えられる。だが、権限の委任契約は、委任者および受任者双方が公証所に行くことが要求されている(二〇一四年公証法五五条一項)。加えて、抵当権設定契約に関する権限の委任契約は、不動産に関する公証であるため、その不動産が所在する省・直轄市の公証所においてしなければならない(二〇一四年公証法四二条)。したがって、遠隔地に住む世帯員は、土地使用権設定契約の委任をするために、世帯に戻る必要がある。このように、実

務上、世帯員全員の同意を得ることは非常に困難を抱えており、適時に抵当権を設定することができないという課題は、二〇一五年民法典制定後も存在している。⁽⁴⁾

(四) 小括——二〇一五年民法典により世帯をめぐる法律問題は解決したのか——

二〇一五年民法典は、土地使用権以外の財産権の帰属は、世帯ではなく世帯員がそれぞれ持分権を有する共同所有にあると整理した。世帯員は、一定の規制に服するものの(二二二条二項、二二八条)、二〇〇五年民法典が認めていなかった持分権の処分を可能なものとした。特に二一八条三項は、他の世帯員が優先購入権を行使しなかった場合に初めて、世帯員は第三者にその持分権を処分できると条件を設けた。二〇一五年民法典が認めた世帯員の持分権の処分規定は、世帯財産を保護しつつも、世帯財産の円滑な市場取引を実現するという効果が期待される。

しかし、世帯員の確定について民法典は規定を設けていない。したがって、二一二条二項において合意を求める世帯員の範囲および二一八条三項において優先購入権が認められる世帯員の範囲をめぐって法的紛争が起こる可能性がある。のみならず、世帯の意思決定方法、世帯の代表者の決定、世帯の固有財産と世帯員の個別財産の分別などの重要事項も、法律上曖昧にされたまま放置されている。⁽⁵⁾ これまで発生していた法的紛争の根本的な解決にはならず、世帯財産の取引において引き続き混乱を招くおそれが強い。

土地使用権については、これまで世帯の土地使用権取引において生じていた法的問題は解決されていない。世帯の土地使用権の規律は、土地法に委ねられており、世帯は土地使用権の法主体となることが認めるといふ、旧法と同様の取扱いを受けるからである。

最高人民裁判所は、世帯の土地使用権の処分について、解釈の指針となる二つの判決を出した。しかし、問題の根本的な解決のためには、民法典と土地法の整合性を作り出す必要があり、土地法の改正が不可欠である。今後、市場

経済社会を発展させていくためには、世帯の土地使用権の流通性や抵当権の設定を通じた資金調達などを円滑に進めていかなければならず、土地使用権をも含めて世帯および世帯の財産の取引のあり方を整備していくことが求められる。

四 結 語

二〇一五年民法典の制定の背景には、二〇〇五年民法典制定後の順調な経済成長を一時的なものにとどめず、持続可能な経済発展の制度基盤を構築し、かつ国際経済社会に参入するという政府の目標があった。この目標を達成するために、市場経済取引を促進する制度的基盤として、二〇一五年民法典が制定された。すなわち、二〇一五年民法典は、それまで動産に対してのみ認められていた善意取得者の保護を、不動産および登記の必要な動産に広げるとともに、表見代理の規定も設けた。そして、世帯の法主体性を否定し、法主体を個人と法人に限定するという規律方法に変えたことも、取引安全保護の一環であった。

二〇一五年民法典制定以前、ベトナム政府は、取引主体の社会実態を重視し、それに対応すべく、現実に存在する多様な取引主体に法主体性を認めてきた。しかし、法主体の多様性は、取引をめぐる法律関係を複雑なものとし、取引安全を阻害するという問題を生じさせてきた。そこで、二〇一五年民法典は、旧法が抱えていた取引安全の保護という課題に挑み、法主体を個人および法人に限定することにより、世帯の法主体性を否定し、各世帯員による持分の処分権限を定めた。この限りでは、個人主義的な共有制度を導入したようにもみえる。

しかし、三(三)1で考察したとおり、他の世帯員に対し、持分の優先購入権を認めている。これは、なお世帯財産の保護を図ろうとするものである。また、世帯員の権限は明らかとなったものの、世帯の範囲をどう決定し、誰が世帯

員になるのか、処分権行使の対象となる財産に何が該当するのかなどの点について、二〇一五年民法典は曖昧なままである。したがって、世帯員に持分権の処分を認めたことが、市場経済取引の促進につながるかという点、なお限界を抱えている。

このように、社会実態と法制度との間には依然として大きな隔たりがあり、この関係を整理することが求められている。そのためには、世帯全体に関わる制度設計の再構築が不可欠である。現時点では、土地使用権の法主体性の規律は土地法に委ね、二〇一五年民法典制定後も、土地使用権に限っては世帯を法主体として扱わなければならないとしている。したがって、世帯全体の制度設計を見直すためには、土地法を改正し、二〇一五年民法典との整合性を図る必要がある。

二〇一五年民法典が制定された直後の第一二回党大会（二〇一六年一月）は、ビジネス環境を改善するためには、市場における公平で透明な競争を保障する法的枠組みの整備が必要であり、中でも土地法が重要な役割を担う土地市場の発展の重要性を指摘した。⁽⁴⁶⁾ 国会においても、土地法の改正は、早急に取り組むべき重要な問題とされている。しかし、二〇一九年六月に開催された国会は、慎重に改正内容を検討する必要があるという理由により、二〇一九年の土地法の改正を見送り、二〇二〇年に先送りとした。⁽⁴⁷⁾

その際、正面から問われるべきは、世帯に法主体性を認めることの意義である。特に農地の土地使用権についてみると、世帯に法主体性を認めることは、農地の細分化を防止し、世帯を中心とする農地の集積という機能を有している。また、世帯が今なお取引実態として存在し、経済発展において重要な役割を果たしていることは、三(一)に示したとおりである。ベトナムにおいては、特に農業政策の観点から、世帯を法主体として認めることは、依然として大きな意義を有する。こうした社会実態があるからこそ、政府は、二〇一三年土地法が定めている、土地使用権に対する世帯の法主体性を見直すことの重要性を認識しつつも、その対応に苦慮しているのである。

翻って、ベトナムにおける世帯の法主体性および世帯の共有財産に対する規律が抱える課題は、家族財産の規律の仕方について、重要な示唆を与える。すなわち、世帯の法主体性や世帯財産の共同所有の実体は、個人か法人かという形に単純に割り切れるものではなく、その社会実態や経済発展の度合いに応じて、多様な形態を持ちうるということである。現在、ベトナムで進められている、世帯の土地使用権に関する土地法の改正は、経済社会の発展と家族財産の共同所有形態の規律との関係を考察する上で、興味深い比較法的素材を提供する。この点については、さらに別稿で考察する。

- (1) 一九九五年民法典第五部「土地使用権に関する規定」。ベトナムの市場化政策と一九九五年民法典の関係に関しては、深沢瞳「ベトナムにおけるドイモイの展開と一九九五年民法典の成立」『法学政治学論究』一二〇号(二〇一九)三五―六八頁参照。
- (2) 二〇〇五年民法典における契約の自由と取引安全の強化については、深沢瞳「ベトナムにおけるドイモイの進展と二〇〇五年民法典の制定」『法学政治学論究』一二二号(二〇一九)一一―二二頁参照。
- (3) 二〇一五年民法典の日本語訳は、JICA「民法典」https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-at/legal_60.pdf (最終閲覧日二〇一九年八月九日)を参照した。
- (4) 「ベトナム共産党第八回党大会政治報告(抄訳)下」世界週報七七卷三四号時事通信社(一九九六)「ベトナム共産党第八回党大会政治報告(抄訳)下」七一頁。
- (5) Chinh Phu Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam “Bao cao chinh tri cua Ban Chap hanh Trung uong Dang khoa VIII tai Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu IX cua Dang” <http://chinphu.vn/portal/page/portal/chinphu/NuocCHXHCNVietNam/ThongTinTongHop/noiungvankendanhoidang?categoryId=10000714&articleId=10038377> (最終閲覧日二〇一九年八月八日)。
- (6) 坂田正三「二〇〇六年～二〇一〇年の経済発展の方向性」坂田正三編「二〇一〇年に向けたベトナムの発展戦略」アジア経済研究所(二〇〇六)五九頁。

- (7) 前掲注(6) 坂田六四頁。
- (8) 寺本実「序章 第一一回党大会を巡る議論に向けて」寺本実編『転換期のベトナム第一一回党大会、工業国への新たな選択』アジア経済研究所(二〇一二)一〇—一頁。
- (9) グエン・クオック・フン「ベトナムのマクロ経済の現状と課題」前掲注(8) 寺本六一頁。
- (10) 前掲注(2) 深沢二—三頁。
- (11) 桜木和代「ベトナム民法——取引の安全の側面から見た日本民法との比較——」『JCAジャーナル』五七巻五号(二〇一〇)一一頁。
- (12) 前掲注(11) 桜木一二頁。
- (13) “Vietnam’s draft Civil Code: 10 debatable issues” *Vietnam Law and Legal Forum*, January and February 2015 p. 42.
- (14) Truong Hong Quang=Nguyen Bich Loan=Vu Huu Truong Dien *Bo Luat Dan Su Nam 2005 va 2015 Phan Trich-Doi Chieu Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia Su That* (2017) p. 11.
- (15) *Ibid.*, pp. 11-14.
- (16) *Ibid.*, p. 15.
- (17) 二〇一五年民法典一六八条「所有者は、善意無過失の占有者から所有権登記が必要な動産または不動産を取り戻すことができる。ただし、本法典第一三三條二項に規定する場合を除く」。
- (18) 古田元夫『タイモイの誕生』青木書店(二〇〇九)二四頁。
- (19) 前掲注(18) 古田二四頁。
- (20) Truong=Nguyen=Vu *supra* note 14, p. 78 *Chu thich 1*.
- (21) Jayne Werner *Gender Household and State in Post-Revolutionary Vietnam* Routledge (2009) p. 48, 世界政治「中央委員会」の政治報告②「七四二号日本共産党中央委員会(一九八七年)五四—五五頁。
- (22) Truong=Nguyen=Vu, *supra* note 14, p. 78 *Chu thich 2*, クー・チャー・ロイ「ベトナムにおける「ドイモイ」二十年の経済社会の発展」坂田正三編『二〇一〇年に向けたベトナムの発展戦略』(二〇〇六)一三頁。
- (23) Thu Vien Phap Luat “Luat Dat dai 1993” <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bat-dong-san/Luat-Dat-dai-1993-24-L-CTN-38481.aspx> (最終閲覧日二〇一九年八月五日)。

- (24) 戸籍 (Co ho kham) は家族本とも訳される。戸籍 (家族本) のサンプルについてはWIPジャパン「ベトナム社会主義共和国における身分関係法制調査研究報告書」法務省 (二〇一九年) 八三一八八頁 <http://www.moj.go.jp/content/001296707.pdf> (最終閲覧日二〇一九年八月二日) 参照のこと。
- (25) 鈴木康二『ベトナム民法』シエトロ (一九九六) 四四頁。
- (26) Truong=Nguyen=Vu, *supra* note 14, pp. 79-80.
- (27) Truong=Nguyen=Vu, *supra* note 14, p. 81.
- (28) 一つの解釈として、世帯の財産は、世帯の集団所有であるため、分割しない合一共有 (総有) と解し (一九九五年民法典二二二条一項)、世帯員全員の同意がなければ処分できないと解することが可能である。しかし、世帯の財産は、世帯員により共有されている訳ではなく、あくまでも世帯が単独所有している状態のため、この解釈が成り立たない可能性もある。
- (29) 新美育文「ベトナムとカンボジアでの経験」『時の法令』一七六八号雅粒社 (二〇〇六) 七三―七七頁。
- (30) 前掲注 (29) 新美七三―七七頁。
- (31) 松尾弘「深沢暉」『ベトナム民法関連法の実施状況に関する現地調査報告』(二〇一五) 四頁 http://www15.plala.or.jp/Matsuo/pdf/vietnam_report.pdf (最終閲覧日二〇一九年八月五日)。
- (32) 松尾「深沢前掲注 (31) 四頁。
- (33) Truong=Nguyen=Vu, *supra* note 14, pp. 81-81.
- (34) Toa An Nhan Dan Toi Cao Trang Tin Dien Tu Ve An Le "04/2016/AL", <https://anle.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anle/chitietanle?DocName=TAND014300>, 本判決は、伏原宏太「ブイ・ティ・ホン・ズオン」第七回ベトナム「判例制度」JC Aジャーナル六三巻九号日本商事仲裁 (二〇一六) 五三―五五頁に日本語解説がある。
- (35) ベトナムの民事訴訟法は二審制を採用しており (二七条)、当事者が最高人民裁判所 (日本の最高裁判所に相当する) に対して、さらに不服申立てをする場合、監督審という手続を経る必要があるが、監督審に対する異議申立権を有するのは、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官である (二八五条一項)。ベトナム民事訴訟法 (二〇〇五年) の日本語訳は法務省訳 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku5/pq00001j1wzj-atu/legal_24.pdf (最終閲覧日二〇一九年八月六日) を参照した。
- (36) Toa An Nhan Dan Toi Cao Tran Tin Dieu Tu Ve An Le "03/2016/AL", <https://anle.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anle/>

- chitienle?dDocName=TAIND014299 (最終閲覧日二〇一九年八月六日)。
- (37) もう一つの考慮事情として、本件土地使用権がA世帯に帰属した場合に生じる財産分与の夫婦間のバランスが考えられる。なぜなら、一審判決および控訴審判決の財産分与に従った場合、本件建物はXY間の財産分与の対象とされたが、結局A世帯の土地使用権の範囲に含まれると判示されたため、XYは、本件建物の価額相当額である約二億三七〇〇万ドン程度(約一〇八六万円相当)をそれぞれ補償金としてA世帯から受けることになる。しかし、Yは離婚後A世帯に戻るため、A世帯の一員として、本件土地および本件建物の使用収益が可能である。そして、YがA世帯員として受ける利益は、価額にして、約一九億九〇〇万ドン(約九〇八四万円相当)であり、XY間に不均衡が実質的に生じることになる。
- (38) 松本剛「二〇一五年ベトナム民法典の概要」『CD NEWS』六七号法務省(二〇一六)二八―二九頁、JICA法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)、民法共同研究会「二〇一五年ベトナム民法改正ドラフトに対するJICA民法共同研究会見解」(二〇一五) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/materials/ku57pq000123083-atv/JSG_view_executive_summary.pdf (最終閲覧日二〇一九年八月七日) 一―一二頁。
- (39) 一〇一条と二二二条はそれぞれ「世帯(Ho Gia Dinh)」と「家族(Gia Dinh)」というそれぞれ異なる単語が使用されている。二〇一五年民法典のドラフト一七条および二三四条も同様の規定をしており、その違いは明確にされていない。この点について、二〇一五年民法典の起草支援グループであるJICA民法共同研究会は、「家庭(筆者補足・家族(Gia Dinh))と同義と解される」と「世帯」の意味の違いについて明確にする必要がある旨のコメントがあったが、二〇一五年民法典において変更はなかったようである。前掲注(38) JICA法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2) 民法共同研究会一―一二頁を参照のこと。
- (40) Nguyen Minh Tuan (Chu bien) *Binh Luau Khoa Hoc Bo Luat Dan Su Cua Nuoc Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam Nha Xuat Ban Tu Phap pp. 307-308*, Pham Van Tuyet (Chu bien) *Huong Dan Mon Hoc Luat Dan Su Tap 1 Nha Xuat Ban Tu Phap pp. 111-112*.
- (41) 他の構成員に対して、権利義務が発生する場合は(a)他の構成員が取引を公認した場合、(b)他の構成員が取引について知ったにもかかわらず、合理的期間内に異議を述べなかつたとき、(c)他の構成員に故意過失があり、それによって取引をした第三者が、財産の全部を処分した構成員が代理権を有していないことについて善意であるか、知ることができなかった場合である(一四二条一項但書)。

- (42) 前掲注(40) Pham pp. 126-127は、「世帯の範囲について、関連条文等特に示すことなく、(1)二人以上の者がおり、(2)各構成員が共同財産を所有し、(3)その共同財産が一定範囲の経済活動の目的に使用されることの三つの要件を挙げる。そして、A(公務員) B(商人) 夫婦には、子KとHがあり、夫婦が、土地上に五階建ての建物を有している場合、A Bは民法上の世帯に当たるといふ設例において、A Bは経済活動の目的のために共同財産を有していないため民法上の世帯に当たらないと説明する。この解釈は、二〇〇五年民法典一〇六条が、世帯が法主体となる場合について、各構成員が農業等の生産分野における経済共同活動を行うために共有財産を持ち、労力を提供する場合、法主体性を認めていたことに由来すると解される。もっとも、二〇一五年民法典は、二〇〇五年民法典一〇六条に相当する定義規定を有していない。
- (43) 二〇一三年戸籍法二〇条二項は同一戸籍に登録できる者として、(a)父母、夫婦およびその子供、(b)労働年齢に達していないまたは退職した兄弟姉妹、(c)障害や病気を持つ兄弟姉妹、叔父、叔母およびその保護者、(d)養子関係にはないが実質的に父母、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母が扶養する子、(e)祖父母、孫、兄弟姉妹、叔父叔母と同居する独身の成人、(f)孫と同居する祖父母を規定する。二〇一三年戸籍法 (Luật Cư Trú) の原文に「c) là」 Cong Thong Tin Dieu Tu Chinh Phu Nuoc Cong Hoa Xa Ho Chu Nghia Viet Nam “Luật số 36/2013QH13 của Quốc hội: Luật sua doi, bo sung mot so diu cua Luật cư trú” http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=169374 (最終閲覧日二〇一九年八月七日) を参照。
- (44) Phan Van Luong “The chap quy en su dung dat la tai san chung cua ho gia dinh” *Tap Chi Toa an nhan dan*, 15 thang 7 nam 2018, <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/phap-luat/the-chap-quy-en-su-dung-dat-la-tai-san-chung-cua-ho-gia-dinh> (最終閲覧日二〇一九年八月一日)。
- (45) 前掲注(38) JICA法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2) 民法共同研究会二二頁。
- (46) 坂田正三「ネットナム共産党第一二回党大会：二〇一六―二〇二〇年の経済政策の方向性」ICD-JETRO(二〇一六年)三頁。 https://www.ice.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2016/RCT201608_001.html (最終閲覧日二〇一八年八月八日)。
- (47) V I E T J O 「土地法改正は二〇二〇年に先送り、国会が決議採択」(二〇一九年六月十三日) <https://www.viet-jo.com/news/law/190613082520.html> (最終閲覧日二〇一九年八月九日)。

深沢 瞳 (ふかさわ ひとみ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所 (KEIGLAD)

研究員

最終学歴

慶應義塾大学大学院法務研究科修了 (法務博士)

専攻領域

民法・開発法学

主要著作

From Law Class Rooms in Asian Universities, in KEIGLAD [ed.] *How Civil Law is Taught in Asian Universities*, Keio University Press (2019),

pp. 313-329.

「ベトナムにおけるドイモイの展開と一九九五年民法典の成立」『法学政治学論究』第二二〇号 (二〇一九年)

「ベトナムにおけるドイモイの進展と二〇〇五年民法典の制定」『法学政治学論究』第二二二号 (二〇一九年)